

## 中部圏広域地方計画有識者会議運営要領

### (名称)

第一条 本会議は、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

### (設置)

第二条 中部圏広域地方計画の改定にあたり、国土形成計画法第十条第五項に基づき、学識経験等を有する者の意見を聴く場として、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (組織)

第三条 有識者会議は、別表に掲げる有識者（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 次条に規定する座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員は非常勤とし、その任期は中部圏広域地方計画策定までとする。

### (座長)

第四条 有識者会議に座長を一名置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、委員のうち座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (透明性の確保)

第五条 有識者会議の開催予定は、公表する。

- 2 有識者会議については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める場合は、非公開とする。
- 3 有識者会議に提出された資料（以下この条において「資料」という。）及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める資料は、非公開とする。
- 4 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

### (庶務)

第六条 有識者会議の庶務は、中部圏広域地方計画推進室において処理する。

### (雑則)

第七条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この運営要領は、令和 4 年 8 月 1 7 日から施行する。

# 中部圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	所属・役職
うらた まゆ 浦田 真由	名古屋大学大学院 情報学研究科 教授
えざき きく 江崎 貴久	有限会社オズ 代表取締役 旅館海月 女将
おおの よしのり 大野 芳徳	トヨタ自動車株式会社 総務部長
おがわ ひかる 小川 光	東京大学大学院 経済学研究科 教授
おくの のぶひろ 奥野 信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
かとう ゆりこ 加藤 百合子	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役
しろとり たかし 白鳥 孝	伊那市長
すえまつ のりこ 末松 則子	鈴鹿市長
つるた りえ 鶴田 利恵	四日市大学 総合政策学部 教授
とだ としゆき 戸田 敏行	愛知大学 地域政策学部 教授
のぐち あゆみ 野口 あゆみ	NPO 法人伊勢志摩バリアフリースターセンター 事務局長
ばん みつたか 坂 充貴	株式会社 J E R A 執行役員西日本支社長
ふくわ のぶお 福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授 あいち・なごや強靱化共創センター長
ますだ みちこ 増田 理子	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
むらかみ のぶお 村上 啓雄	岐阜大学 名誉教授 一般社団法人ぎふ総合健診センター 所長